

平成 28 年 11 月 18 日

お客様各位



三ヤマ株式会社



環境検査計測事業部

事業部長 山崎重則

環境計量士 石井康裕

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

このたび次の法令改正がありましたので主な内容を取り急ぎお知らせ致します。
ご活用いただければ幸いです。

[改正法令] 水質汚濁防止法施行規則等

[対 象] 亜鉛及びカドミウムの暫定排水基準

[内 容]

- (1) 亜鉛に係る暫定排水基準について
現在基準が設定されている 3 業種について、現行基準のままで適用期限を 5 年間延長（平成 33 年 12 月 10 日まで）。
- (2) カドミウムに係る暫定排水基準について
現在基準が設定されている 4 業種のうち、今般適用期限を迎える次の 2 業種について、現行基準のままで適用期限を以下のとおり延長。
 - ① 金属鋳業：適用期限の延長期間 3 年間（平成 31 年 11 月 30 日まで）
 - ② 溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うものに限る）：適用期限の延長期間 1 年間（平成 29 年 11 月 30 日まで）

詳細内容は次の記事をご参照ください。

「排水基準を定める省令等の一部を改正する省令及び水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令」の公布について（環境省）
<http://www.env.go.jp/press/103211.html>